

業務災害補償制度

2025年度版

■ グループ傷害保険

休業療養保険金等支払特約、業務による症状補償特約、死亡保険金・後遺障害保険金および重度後遺障害保険金のみ支払特約(プランIのみ)、後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、手術保険金支払特約(プランII・IIIのみ)等セット

経審加点
対象制度

仕事中の ケガの保険



イメージキャラクター
ニツカぼっかーず

京建労 建築仲間でっかい組合
全京都建築労働組合

本部: 〒601-8448 京都市南区西九条豊田町3番地
TEL(075)662-5321 FAX(075)662-5331
ホームページ <http://www.kyokenro.or.jp/>

取扱代理店 **SRM株式会社 エスアールエム**

本社 〒604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227 第12長谷ビル6F-A
受付時間:午前9時~午後6時(日・祝日・年末年始を除く) 京建労専用ダイヤル (075) 255-0888
TEL (075) 255-0881 FAX (075) 255-0882 <https://srm-net.co.jp/>

引受保険会社 **AIG** AIG損害保険株式会社
AIG損保

京都支店 〒600-8372 京都市下京区五条通大宮南門前町480 AIG京都ビル
受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く) <https://www.aig.co.jp/sonpo> TEL(075) 371-2111

【ご加入の皆様へ】このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、パンフレットをご覧ください。取扱代理店またはAIG損害保険にお問い合わせください。

事業経営を 万一の労働災害から 守るために



経営事項審査で15ポイント加点されます。
※加点のための要件を満たす契約内容が必要です。
詳しくは、「その他補足事項について」の<経営事項審査加点要件を満たす
契約内容>をご確認ください。

保険期間

2025年10月1日～2026年10月1日

当制度は団体契約のため毎年10月1日が更新日となります。制度の加入は年間を通して可能ですが、更新日以外にご加入される場合の補償開始日(保険期間開始日)については取扱代理店にお問い合わせください。

主な特長

通勤途上のケガも補償します。

就業中だけでなく、通常経路による通勤途上のケガも補償します。

休業療養保険金は1日目からの日額補償です。

事故によるケガで就業不能となったときは1日目から保険金日額をお支払いします。

事業主・役員、従業員、パート・アルバイトおよび建設業の
下請作業員なども補償の対象に含めることができます。

保険料は全額損金処理が可能です。

※法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
(法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用 ※2025年7月現在)

保険金のお支払先を貴社に指定することが可能です。

会社からのお見舞金、休業手当金としてお役立てください。

※保険金の会社受取りには、ご契約時に被保険者(保険の対象となる方)の代表の方の同意をいただくことが必要となります。
ただし、被保険者が契約者と雇用関係の無い方(建設業の下請負人など)の場合、保険金の全額を被保険者本人または法定相続人
にお支払いします。

団体契約ですので、個別でご加入いただくよりも割安です。

※総被保険者数500名以上の場合:多数割引15%適用

例えばこのような時にお役に立ちます

就業中のケガはもちろん、通常経路による通勤途上のケガも補償します。



巻き込まれによるケガ



交通事故によるケガ



落下物によるケガ



転倒によるケガ

補償内容

就業中（通勤途上を含みます。）の事故によりケガをした場合に、次の保険金をお支払いします。いずれも事故日を含めて180日の間が対象です。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒および就業中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も対象となります。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金		保険金をお支払いできない場合
死亡保険金	就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に亡くなった場合にお支払いします。（後遺障害保険金をお支払いした場合、その額を差し引いてお支払いします。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 故意または重大な過失 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故 ● 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） ● 入浴中の溺水（ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ● 妊娠・出産・早産 ● むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ● 地震・噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。） ● 特に危険な運動中の事故（ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など） ● 戦争・革命・内乱・暴動 ● 放射線照射・放射能汚染 ● 通常の道路以外での自動車・バイク等による競技・競争・練習中の事故 <p>…など</p>
後遺障害保険金	就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じた額をお支払いします。（失明、指の切断など）	
重度後遺障害保険金	就業中の事故によるケガが原因で、所定の重度の後遺障害が生じ、事故の日を含めて180日を経過した時点で生存している場合にお支払いした後遺障害保険金と同額をお支払いします。	
入院保険金	就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に入院した場合に、入院1日目から日額をお支払いします。（1事故につき180日限度）	
手術保険金	就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に所定の手術を受けた場合に、入院の有無に応じた額をお支払いします。（1事故につき1回限度）	
通院保険金	就業中の事故によるケガが原因で、事故の日を含めて180日以内に通院した場合に、通院1日目から日額をお支払いします。（1事故につき90日限度）	
休業療養保険金等	就業中のケガが原因で事故の日を含めて180日以内、かつ保険期間中に就業不能となった場合に、下記①～④の保険金をお支払いします。	
① 休業療養保険金	就業不能が開始した日から30日を限度に、就業不能期間1日につき日額をお支払いします。	
② 手術療養保険金	休業療養保険金が支払われる場合で、就業不能が開始した日から30日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けた場合に、入院の有無に応じた額をお支払いします。（1事故につき1回限度）	
③ 入院療養一時金	休業療養保険金が支払われる場合で、1泊2日以上入院日数が通算8日以上となったときにお支払いします。	
④ 長期休業療養一時金	休業療養保険金が支払われる場合で、30日間継続して就業不能となり、かつ、31日目においても就業不能が継続していたときにお支払いします。	

特約の内容

特約名	特約の内容
業務による症状補償特約	業務に起因して生じた症状(熱射病、日射病など約款記載の症状)についても保険金をお支払いします。
フルタイム補償特約 (オプション) ※保険料については取扱代理店 にお問い合わせください	日常生活中や休暇中など、就業中以外でケガ(有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。)をした場合も保険金をお支払いします。 ※準記名式契約の場合、常勤の役員、社員(常勤のパート・アルバイトを含みます。)にのみセットできます。

付帯サービス

健康・医療相談サービスを無料でご提供

24時間健康相談

24時間・年中無休で、経験豊かなスタッフが
日々の健康に安心をお届けします。

- 24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師など)がお電話でアドバイスします。
※ご相談の内容によっては受付できない日時および時間帯があります。

- ・本サービスは引受保険会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。
- ・本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。
- ・本サービスは今後予告なく変更・中止することがあります。あらかじめご了承ください。



その他補足事項について

■ご契約上のご注意

当制度は団体の制度商品です。団体の構成員(会員)以外にはご加入できません。また、団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。

このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細については、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご契約に際しては、事前に「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。ご契約の内容に変更があったときには、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。故意または重大な過失によりご通知いただけない場合は、保険契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■損害保険募集人について

当制度の引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

■死亡・後遺障害保険金額について

保険契約者が個人(個人事業主を含みます。)のご契約または被保険者5名以下の記名式のご契約で、次のいずれかに該当する場合は、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額が、同一の補償を提供する他の保険契約(*)および共済契約と合算して被保険者1名あたり1,000万円までとなります。

*積立保険を含む傷害保険、傷害疾病保険、所得補償保険などをいいます。

1. 被保険者(保険の対象となる方)が保険期間開始日時時点で、15才未満の場合
2. 保険契約者(保険を申し込まれる方)と被保険者が異なる場合で、被保険者の同意がない場合

■経営事項審査 加点要件を満たす契約内容

- ①業務災害と通勤(出退勤)災害のいずれも対象となっていること。
- ②死亡および労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までを補償していること。
- ③直接使用関係にある職員および下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること。
- ④施工する全ての工事(共同企業体および海外工事は除く)を補償していること。

■契約方式について

- この保険の契約方式には準記名式(人数式)と記名式があります。
- 記名式は、個々の被保険者の氏名を申込書に記載する契約方式で、ご契約には記名割引が適用されます。被保険者の増減員や入れ替わりの際には、その都度ご報告いただき、保険料の精算が必要です。また被保険者の年齢によりお引き受けできる保険金額の限度額が異なります。
 - 準記名式(人数式)は、5名以上の被保険者について個々の氏名を申込書に記載せず、被保険者の人数により契約する方式です。被保険者の増減員や入れ替わりのたびのご報告は必要ありませんが、被保険者数確認日の直前1か月間で被保険者数が最大となった日の人数を毎月ご報告いただき、保険料の精算が必要です。被保険者が契約締結時より増員し保険料を精算されていなかった場合で、保険金のお支払事由が発生した際には、保険金を削減してお支払いすることがあります。

2025年度プラン例

多数割引15%適用／就業中のみ補償

休業療養保険金等支払特約、業務による症状補償特約、死亡保険金・後遺障害保険金および重度後遺障害保険金のみの支払特約(プランIのみ)、後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約、手術保険金支払特約(プランII・IIIのみ)等セット

(2025年8月現在)

補償プラン(月払保険料)

		プランI	プランII	プランIII
死亡保険金		1,000万円	750万円	1,000万円
後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)		40万円~1,000万円	30万円~750万円	40万円~1,000万円
重度後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)		780万円~1,000万円	585万円~750万円	780万円~1,000万円
入院保険金日額 (1事故につき180日限度)		—	3,000円	5,000円
手術保険金 (1事故につき1回限度/入院中・入院中以外)		—	3万円・1.5万円	5万円・2.5万円
通院保険金日額 (1事故につき90日限度)		—	3,000円	3,000円
休業療養保険金等	休業療養保険金日額 (30日限度)	5,000円	3,000円	5,000円
	手術療養保険金 (1事故につき1回限度)	入院中 / 入院中以外 5万円 / 2.5万円	入院中 / 入院中以外 3万円 / 1.5万円	入院中 / 入院中以外 5万円 / 2.5万円
	入院療養一時金 (1泊2日以上入院が通算8日以上)	5万円	3万円	5万円
	長期休業療養一時金 (継続休業31日以上)	部位症状に応じて 1万円~50万円	部位症状に応じて 1万円~50万円	部位症状に応じて 1万円~50万円

準記名式(人数式)の場合 ※一人親方の場合、取扱代理店までお問い合わせください。

A級職		技術者(技師、監督を含む)、事務・販売従事者、電気機械器具組立・修理作業員、建設機械運転作業員、電気作業員			
被保険者数	2~4名	1名あたりの 月払保険料	760円	910円	1,180円
	5~19名		730円	880円	1,130円
B級職		建設作業員			
被保険者数	2~4名	1名あたりの 月払保険料	1,490円	1,780円	2,300円
	5~19名		1,440円	1,710円	2,210円

※上記の多数割引は、総被保険者数500名以上の場合に適用されます。総被保険者数が500名未満の場合は、保険料が変更となりますのでご注意ください。
 なお、総被保険者数は保険期間開始日時点のものとなります。
 ※職種別保険料の詳細および被保険者数20名以上の保険料については取扱代理店までお問い合わせください。

記名式の場合

※被保険者数が1名の場合は記名式および年払でのご契約となり、1名あたりの保険料は下記の通りとなります。
 詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

		プランI	プランII	プランIII
1名あたりの 年払保険料	A級職	7,770円	9,350円	12,100円
	B級職	15,420円	18,440円	23,860円

ご加入方法

裏面記載のお問い合わせ窓口までご連絡ください。取扱代理店から見積試算書をご案内します。

また補償内容、保険金額はオーダーメイド設定が可能です。 お気軽に取扱代理店にお問い合わせください。

京建労組合員様専用の工事の保険(賠償責任保険)も
あわせてご検討ください!!

京建労 請負工事総合賠償補償制度

▶ ■ 工事中の第三者への賠償事故

▶ ■ 完成引き渡し後の第三者への賠償事故

をまとめて
補償できる

随時受付中!

■ 詳しくは弊社取扱代理店
もしくは下記のWebサイト
をご参照ください。

パソコンの場合は下記の URL からお手続きください。
<https://koujinhoken.moushikomi.jp>

スマホの場合は下記の
二次元コードからお手続きください。



2025年1月

京建労 請負工事総合賠償補償制度

2025年度版

- 請負業者賠償責任保険(工事中の賠償事故)
- 生産物賠償責任保険(工事完成引渡後の賠償事故)

仕事の目的物の損壊賠償特約(全京都建築労働組合用)、
保険料協定特約(年間契約用)、作業対象物損壊賠償特約(全京都建築労働組合用)

まさかの事故に備えた
工事の保険

安心の補償額 **2億円**

対人・対物共通支払限度額
(1) 事故支払総額2億円
保険期間中支払総額 10億円
自己負担額3万円(1事故につき)

京建労 建築仲間のでっかい組合 本部 〒601-8448 京都市南区西九条東山町3番地
TEL(075)982-5321 FAX(075)982-5331
<http://www.kyokenro.or.jp/>

取扱代理店 株式会社 **エスアールエム** 引受保険会社 **AIG** **AIG損害保険株式会社**

〒604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227 第12長谷ビル6F-A
TEL(075)255-0881 FAX(075)255-0882 MAIL:kyokenro@srm-net.co.jp

【加入の条件】 別紙の要領事項欄に記載のとおり、この契約に加入するの必要な事項(引受条件)は、引受条件欄(引)に記載されていますので、必ずご確認ください。
特に、引受条件を記載していない項目は、引受条件として引受条件欄に記載されている項目につきましても、その引受条件についてご確認ください。

(D-007325) (D-007964 (202604))

引受保険会社

AIG **AIG損害保険株式会社**

AIG 損保

〒600-8372 京都市下京区五条通大宮南門前町480 AIG京都ビル

お問い合わせ: TEL(075)371-2111 受付時間: 午前9時~午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

ご質問・お問い合わせ

取扱代理店 担当窓口 **SRM** 株式会社 **エスアールエム** <https://srm-net.co.jp>

本社

〒604-8151 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227 第12長谷ビル6F-A

受付時間: 午前9時~午後6時(日、祝日、年末年始を除く) 京建労専用ダイヤル (075)255-0888 担当

TEL(075)255-0881 FAX(075)255-0882 MAIL:kyokenro@srm-net.co.jp 【西川泰典・村上直人・加藤龍生】

南丹支店

〒622-0002 南丹市園部町美園町4号16

TEL(0771)68-1300 FAX(0771)68-1301